

21 気象情報等の受伝達体制の整備

提出先 消防庁、気象庁

【提案項目】

気象情報等の受伝達体制の整備を推進するため、次の措置を講じること。

1 気象情報提供方式の見直し

受信端末機又は受信用ソフトウェアを配付するなどにより、市町村を含む各地方自治体が必要な気象情報を直接受信できるよう、気象情報に関する情報の提供方式を見直すこと。

2 受信設備整備のための条件整備

気象庁が行う気象に関する警報、注意報の電文形式の変更に伴い必要となる受信設備の整備が円滑に実施できるよう、財源措置を含めた条件整備を行うこと。

【提案理由等】

現在、気象警報、注意報等は、気象業務法の施行時と異なり、多様な手段で提供されており、都道府県を通さず直接市町村に伝達することが合理的と考えられる。

また、気象情報の伝達は、全国一律のものであり、受信設備の整備や受信用ソフトウェアの提供は、引き続き、国が統一仕様により対応することが適当と考えられる。

